

善意の寄附を
ありがとうございました

社会福祉協議会に、次の寄附が
寄せられました。貴重な財源とし
て役立させていただきます。
ありがとうございました。

(敬称略)

二万三三〇〇円/四月一〇日
ボランティアグループ
「手と足の会」
五五六六円/四月一七日
匿名
六〇六〇円/四月一八日
匿名
二〇〇〇円/四月一八日
匿名
八三二一六円/四月三日
妙林寺妙心祭実行委員会
一万円/四月二四日
匿名
七〇〇〇円/四月二四日
匿名
一五〇〇円/四月二六日
細谷竜彦
一五〇〇円/四月二六日
島田喜久雄

町の動き

町政のさまざまな動きをお知らせします。

工事予定一覧表

工事名	完成予定	備考
(公共) 江川第1処理分区 枝線工事(19-4)	平成19年 7月31日	藤久保第2区区内 工事延長距離61.85m
(公共) 江川第1処理分区 枝線工事(19-6)	平成19年 7月31日	藤久保第6区区内 工事延長距離137.00m
北松原区画整理6-13-16号線 配水管布設工事	平成19年 7月31日	藤久保第6区区内 工事延長距離88.70m
藤久保第1区画整理6-12号線 配水管布設工事	平成19年 7月31日	藤久保第2区区内 工事延長距離84.60m



一万五二二五円/四月二十日
フレッシュ3B
(愛の福祉基金として)
一万円/四月六日
宮下弘良
社会福祉協議会
(太陽の家指定寄付として)

平成19年度から 住民税(町・県民税)が変わります

地方分権を進め、身近でより良い行政サービスが受けられることを目指し、国(所得税)から地方(住民税)へ3兆円の財源移譲が行われます。これにより、平成19年度から所得税と町・県民税の税率が大きく変わります。

町民の多くの方が、住民税が増える予定ですが、税源の移し替えなので、所得税と住民税を合わせた税負担の総額は変わりません。今年1月から所得税が減っており、その分この6月から住民税が増えることとなります。(下図参照)

税務課(内線132・133) 問い合わせ

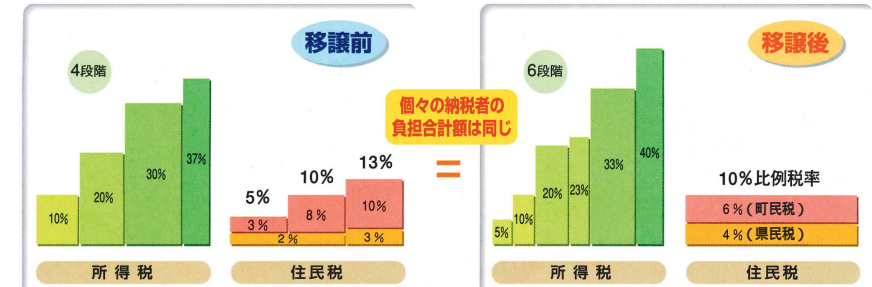
税率減税の廃止について

景気対策のため平成11年度から導入された税率減税は、国の税制改正により、所得税は平成19年から、町・県民税は平成19年度から廃止になります。税源移譲による税負担は変わりませんが、税率減税廃止により、税負担が増えます。

訂正とお詫び

本年1月に配布いたしましたチラシ(「平成19年度から住民税(町・県民税)が変わります」)の中で、平成19年度分以降の税率の改正時期について下記の通り誤りがありました。訂正してお詫びいたします。

誤「所得税が来年1月から減少し」
↓
正「所得税が本年1月から減少し」



●夫婦+子供2人の場合

給与収入	税源移譲前 (単位:円)			負担増減額
	所得税	住民税	合計	
300万円	0	9,000	9,000	0円
500万円	119,000	76,000	195,000	0円
700万円	263,000	196,000	459,000	0円
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000	0円

税源移譲後 (単位:円)			負担増減額
所得税	住民税	合計	
0	9,000	9,000	0円
59,500	135,500	195,000	0円
165,500	293,500	459,000	0円
590,500	539,500	1,130,000	0円

※夫婦+子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
★上記は税源移譲による負担変動を示すものです。このほか平成19年分所得税、平成19年度分住民税から税率減税が廃止される等の影響があることにご注意ください。

特別障害給付金制度について

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の方に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設され、平成17年4月1日から施行されました。

1. 支給の対象となる方

(1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生

(2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日()があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。()障害の原因となる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日

2. 支給額(平成19年度)

障害基礎年金1級相当に該当する方: 月額5万円(2級の1.25倍) 障害基礎年金2級相当に該

当する方: 月額4万円

支給額は、毎年度物価の変動に応じて改定されます。

ご本人の所得によっては、支給が全額又は半額に制限される場合があります。

老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額相当は支給されません。経過措置として、経過的福祉手当を受給されている方は、当該手当の受給資格は喪失します。

3. 請求手続

請求の窓口は、住所地の市区町村役場です。なお、特別障害給付金の支給に関する事務は、社会保険事務局(社会保険庁)で行っています。原則として、65歳に達する日の前日までに請求していただく必要がありますが、経過措置として、施行日(平成17年4月1日)に65歳を超えている方は平成22年3月31日まで申請することができます。

また、施行日以降までも65歳に達する方についても65歳を超えてから一定期間は請求を行うことができる経過措置が設けられています。

問い合わせ

所沢社会保険事務所 ☎04-2998-0100
住民課国保年金係(内線153~156)

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額制度

高齢者、障害者等が居住する既存住宅を、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税について減額措置が受けられます。

翌年度分の税額を1/3減額(100平方メートル以下を限度)

対象家屋 平成19年1月1日以前に建築された住宅であること。
居住者要件 次のいずれかの者が居住する既存の住宅であること。
① 65歳以上の方
② 要介護認定又は要支援認定を受けている方
③ 障害のある方
対象工事 次の工事で、補助金等を除く自己負担が30万円以上のものであること。
① 廊下の拡幅、② 階段の勾配の緩和
③ 浴室の改良、④ 便所の改良、⑤ 手すりの取付け、⑥ 床の段差の解消
⑦ 引き戸への取替え、⑧ 床表面の滑り止め化

減額を受けるための手続き
所有者は、改修工事後3ヶ月以内に、工事明細書・写真等の関係書類を添えて、税務課へ申告してください。
問い合わせ
税務課(内線135・138)